

報告第1号

新町建設計画策定小委員会経過報告について

新町建設計画策定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年10月8日報告

檜山北部3町合併協議会
会長 内田 東 一

平成 16 年 9 月 27 日

檜山北部 3 町合併協議会
会 長 内 田 東 一 様

新町建設計画策定小委員会委員長 平 田 泰 雄

第 3 回新町建設計画策定小委員会経過報告について

平成 16 年 9 月 27 日、第 3 回新町建設計画策定小委員会を開催したので、檜山北部 3 町合併協議会小委員会設置規程第 8 条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第 7 条の規定に基づき、その協議経過及び結果について別紙のとおり報告する。

第3回新町建設計画策定小委員会経過報告書

1. 第3回新町建設計画策定小委員会の開催日時

- ・開催日時 平成16年9月27日(月)午後1時30分～午後2時5分
- ・開催場所 北檜山町健康センター
- ・出席委員 8名(内 代理2人)
- ・欠席委員 2名

2. 協議内容

	協議内容	結果
1	新町まちづくりプラン(新町建設計画)の策定に伴う北海道に対する事前協議について	・新町まちづくりプランの策定に伴う北海道に対する事前協議を行った事業整理表の報告について確認した。 (事業の内容は、第7回檜山北部3町合併協議会に報告の内容)
2	新町まちづくりプラン(新町建設計画)の策定について	①新町まちづくりプラン(案)本文中の修正を行った。 ②新町まちづくりプラン基本施策に係る主要事業の修正を行った。

檜山北部 3 町合併協議会

第 3 回新町建設計画策定小委員会

と き／平成 16 年 9 月 27 日（月）

午後 1 時 30 分 ～

ところ／北檜山町健康センター

次 第

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 事

会議録署名員の指名について

- (1) 報告第 1 号 新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定に伴う
北海道に対する事前協議について
- (2) 議案第 1 号 新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定について
 - ①新町まちづくりプラン（骨格案）の修正について
 - ②基本施策に係る主要事業の修正について

4. その他

5. 閉 会

報告第1号

新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定に伴う
北海道に対する事前協議について

新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定に伴い、別紙資料（事業整理表）により北海道知事あて事前協議したので報告する。

議案第 1 号

新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定について

- ① 新町まちづくりプラン（新町建設計画）「骨子案」本文中を次のとおり修正する。

ページ	項目	修正内容
10	3町の沿革	大成町の表中「(明治 14 年)」を「(明治 12 年)」に修正
20	3 交流人口	内容を別紙のとおり追加する。
27	基本施策 4	基本施策 4 の文章中「国」を「国道」に修正
33	(2)土地利用の現状	表中の「海浜レクリエーション交流・観光ゾーン」及びを「水産業生産・交流ゾーン」に修正し、文章を別紙のように修正する。
34	4 地域別整備の方針	別紙の項目により策定する。 (内容は次回小委員会で協議)
38	主要事業	表中の「高齢者施策の推進」の項目に「高齢者福祉施設の整備」を追加する。
40	(2)水産業の振興	文章中、下段の「守り・育て・売る」を「つくり・育て・売る」に修正する。
53	主要事業	表中の「国際交流の充実と地域間交流の推進」の項目から「国際交流アドバイザーの配置」を削る。

- ② 新町まちづくりプラン（新町建設計画）基本施策に係る主要事業の修正について
別紙資料 2 のとおり修正する。

協議第3号（継続協議）

新町の名称について（協定項目3）

新町の名称について、次のとおり提案する。

協議項目	新町の名称
調整の内容	新町の名称は「 町」とする。

（第8回檜山北部3町合併協議会・・・協議経過）

- ・新町の名称候補として、「せたな町」と「北檜山町」を選定し、次回の合併協議会まで継続協議する。

平成16年10月 8日 提出

檜山北部3町合併協議会
会長 内田 東 一

協議第 2 1 - 4 号 (継続協議)

消防・防災事業の取扱いについて (協定項目 2 1 - 4)

消防・防災事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	消防・防災事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none">1. 防災行政無線施設については、統一配備を含め合併後に再編する。2. 消防団については、地域密着性、災害の地域特性を考慮し、合併後は現行の通りとし、連絡調整的要素から連合本部組織を設置する。なお、消防団の統合については、住民の要望等を捉えながら将来に向け検討を進めることとする。3. 消防団に連絡調整の役割を担う連合消防団長 (団長兼務) を設ける。4. 消防団員の定数については、現行のとおりとする。5. 消防団員の処遇については、合併後に調整する。

平成 1 6 年 1 0 月 8 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一